

高知県が保有する登録商標

『高知県産ユズ「KOCHI YUZU」ロゴマーク』の使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別紙1に記載する高知県産ユズ「KOCHI YUZU」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、高知県以外の者（法人格のない団体を含む。）が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する著作権は、高知県に属する。

2 ロゴマークに関する以下の商標権は、高知県が有する。

商標登録：第6349688号

商標区分：第29類、第30類、第31類、第32類、第33類

(1) 商標区分 第29類

高知県産ユズを使用した以下加工品

菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る）、食用油脂、乳製品、冷凍ユズ、肉製品、加工水産物、加工ユズ、油揚げ、凍り豆腐、こんにゃく、豆乳、豆腐、納豆、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶漬けのり、ふりかけ、なめ物

(2) 商標区分 第30類

高知県産ユズを使用した以下加工品

食品香料（精油のものを除く）、茶、菓子（果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く）、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、調味料、香辛料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼、弁当、ラビオリ、即席菓子のもと、パスタソース

(3) 商標区分 第31類

高知県産のユズ（玉）

(4) 商標区分 第32類

高知県産ユズを使用した以下飲料

ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、乳清飲料

(5) 商標区分 第33類

高知県産ユズを使用した以下飲料

洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒

(使用の基準)

第3条 ロゴマークは、高知県内事業者、高知県産ユズを使用する県外事業者及び自治体等、高知県産ユズを取扱う者が、商品の販売または販売促進を目的として使用する場合に使用することができる。

(使用の届出)

第4条 前条の規定により、ロゴマークを使用する者（個人、法人及び法人格のない団体を含む。）（以下「使用者」という。）は、あらかじめ高知県産ユズ「KOCHI YUZU」ロゴマーク使用届出書（別記第1号様式）を高知県に提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前条の規定による届出書に記載した目的、方法で使用する。

また、当該使用に係る完成見本を速やかに高知県に提出すること。

ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができる。

(2) ロゴマークの一部を使用したり、縦横比率を変更するなど、著作権を侵害しないこと。

(3) 使用者は、第2条第2項に規定する商標区分以外の商標区分について、ロゴマークの商標出願申請を行わないこと。

(使用差し止め等)

第6条 高知県は、ロゴマークの使用が本規程に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止め、使用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。

また、必要に応じ関連法令等に基づき、高知県の有する権利を行使することとする。

(1) 法令及び公序良俗に反する場合

(2) 高知県のイメージを損ねる場合

(3) 第三者の利益を害する場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

(6) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(暴力団排除条項)

第7条 使用者は次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) 使用者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、

取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等が使用者の事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等を使用者の業務に従事させ、又は使用者の業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等が使用者の経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) 使用者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) 使用者の役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(経費等の負担)

第8条 高知県は、この規程による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第9条 高知県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、高知県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により高知県に損害を与えた場合は、生じた損害を高知県に賠償しなければならない。
- 4 使用者は、ロゴマークの使用に際して、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害その他の理由に基づき紛争が生じた場合、自らの費用と責任で解決しなければならない。
- 5 高知県は、ロゴマークに係る商標権の有効性(取消の可能性も含む)並びにロゴマークの使用が第三者の権利を侵害しないことについて、何らの保証もしないものとする。

(届出内容の変更)

第10条 使用者は、届出の内容に変更が生じたときは、あらかじめ高知県産ユズ「KOCHI YUZU」ロゴマーク使用変更届出書(別記第2号様式)を高知県に提出しなければならない。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、ロゴマークの使用によって発生した知的財産権を譲渡または転貸できないものとする。

(補 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月3日から施行する。